

国民健康保険の健康世帯 731世帯を表彰しました

市内の国民健康保険加入世帯のうち、平成17年度の1年間に世帯全員が医療機関などで診療を受けず、平成17年度までの国保税を完納している731世帯に対して、市では「健康世帯」として表彰し、記念品を贈呈しました。

今回受賞された方はもちろん、受賞されなかった方も、引き続き毎日の健康づくりに取り組んでください。

■問合せ

市庁舎本館国保医療課

国保係 (内線2433)

老齢年金の扶養親族等申告書の提出はお済みですか？

老齢年金は所得税法の「雑所得」として、所得税が課税されます。(障害・遺族に関する年金は課税されません)

老齢年金の年金額が108万円以上(65歳以上の方は158万円以上)の方は、所得税の各種控除を受けるため、「扶養親族等申告書」の提出が必要です。

対象となる方には、社会保

険業務センターが11月初旬に扶養親族等申告書を送付していますので、期限までに提出してください。この申告書を受けられないだけでなく源泉徴収税率も異なってきます。

■問合せ

年金ダイヤル

TEL 0570-07-1165

○新居浜社会保険事務所

TEL 0897-35-1300

○今治社会保険事務所

TEL 0898-32-6141

○市庁舎本館市民課

年金係 (内線2436)

特別児童扶養手当の支給

心身に障害がある児童の福祉の増進を図るため、児童を監護する父親が母親、養育者に手当を支給します。

■支給資格

○児童が障害を受給理由とする公的年金を受けていないこと。

○障害者が20歳未満であり、法律で定める程度の状態であること。

○児童が児童福祉施設などに入所していないこと。

○監護する人の所得が限度額

を超えていないこと。

■支給金額

○障害の程度が1級の場合
月額5万750円

○障害の程度が2級の場合
月額3万3800円

■申請先

○市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係(内線2325)

○東予総合支所福祉課 社会福祉係(内線131)

○丹原総合支所福祉課 社会福祉・援護係(内線211)

○小松総合支所福祉課 社会福祉・援護係(内線124)

土砂災害防止法に基づく 現地調査にご協力ください

土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、この区域について警戒避難体制の整備や、開発等の一定行為の制限を行い、土砂災害から住民の生命を守るため、愛媛県では土砂災害防止法に基づく現地調査を行っています。

この調査の後、愛媛県知事は西条市長の意見を聞いて、土砂災害警戒区域等の指定を行います。

調査を行う際には、その都度対象区域の自治会長等へ連絡いたします。調査員は愛媛県の委託を受け、身分証明書と腕章等を携帯して調査を行います。皆さまには、調査にご協力いただきますようお願いいたします。

■問合せ

○西条地方局河川港湾課
TEL 0897-56-1300

○市庁舎本館災害復旧対策室
(内線5843)

○市庁舎別館河川課
(内線2772)

年末の交通安全県民運動

12月21日(木)～31日(日) 実施

スローガン

ゆずりあう 心が通う 伊予の町

重点

- ▶ 高齢者の交通事故防止
- ▶ 夕暮れ・夜間の交通事故防止
- ▶ 飲酒・暴走運転の追放

自転車の 交通ルールを守りましょう

自転車の交通事故が増えています。事故を起こさない
遭わないために、次の違反は絶対にやめましょう。

- ★ 酒酔い運転
- ★ 信号無視
- ★ 二人乗り
- ★ 一時不停止
- ★ 通行禁止違反
- ★ 通行区分違反
- ★ 遮断踏切立入り
- ★ 無灯火

